

# 令和4年度 生活困窮者等就労準備支援事業 運營業務(山城地域)企画提案 募集要領

京都府健康福祉部地域福祉推進課  
宇治市福祉こども部生活支援課  
城陽市福祉保健部福祉課  
八幡市福祉部生活支援課  
木津川市健康福祉部くらしサポート課

## 1 事業の趣旨・目的

京都府では、稼働のための能力はあるものの離職期間や未就労期間の長期化等により就労意欲が低下し、日常生活面や社会生活面で課題を抱えた生活困窮者及び生活保護受給者に対し、寄り添いながら日常生活・社会生活の自立と就労意欲の喚起及び就労自立を図ることを目的とした「令和4年度生活困窮者等就労準備支援事業（山城地域）」を実施するに当たり、次のとおり具体的な企画提案を募集する。

なお、本事業は、以下に記す発注自治体の共同により生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者就労準備支援事業」及び生活保護法に基づく「被保護者就労準備支援事業」として実施する。

## 2 業務概要

- (1) 業務名：令和4年度生活困窮者等就労準備支援事業運營業務（山城地域）
- (2) 業務内容：別紙1 仕様書（山城地域）のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 実施地域・発注自治体・委託上限額

実施地域	発注自治体	委託上限額(消費税等込み)
山城地域 (宇治市、城陽市、八幡市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)	京都府、宇治市、城陽市、八幡市、木津川市	8,900,000円

## 3 参加資格（発注自治体別）

法人格を有すること。ただし、共同体の場合は、共同体を構成する各団体が法人格を有すること。また、実施地域ごとの各発注自治体の要件をいずれも満たすこと。

### (1) 京 都 府

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ③ 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- ④ 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

## (2) 宇 治 市

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に掲げる者でないこと。ただし、市長が特別の理由があるとして認めたときは、この限りではない。
- ② 市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ③ 宇治市暴力団排除条例（平成 25 年宇治市条例第 43 号）第 2 条第 4 号の暴力団員等又は同条第 5 号暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 当該役務の提供を行うことについて、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ていなければならない。

## (3) 城 陽 市

- ① 破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 城陽市税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ③ 城陽市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ④ 城陽市から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる項目に該当する者ではないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 次のいずれかに該当する者
- （ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ※「役員等」とは、法人の役員又はその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。
- （イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- （ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑥ ⑤に該当する者の依頼を受けて参加しようとするものではないこと。

#### （4）八幡市

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、八幡市から入札参加資格を取り消されていないこと。
- ② 八幡市税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ③ 八幡市から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる項目に該当する者ではないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 次のいずれかに該当する者
- （ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ※「役員等」とは、法人の役員又はその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。
- （イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- （ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑤ ④に該当する者の依頼を受けて参加しようとするものではないこと。
- ⑥ 会社更生法による手続きを行っている法人でないこと。

- ⑦ 本事業の運営その他の事業運営に当たって、過去5年間において法令違反がないこと。
- ⑧ 本事業を実施できる財政的基盤を有すること。

(5) 木津川市

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者でないこと。
- ③ 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）による指名停止を受けていないこと。
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑤ 木津川市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる項目に該当する者ではないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 次のいずれかに該当する者
    - (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
      - ※「役員等」とは、法人の役員又はその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。
    - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
    - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ ⑥に該当する者の依頼を受けて参加しようとするものではないこと。

#### **4 業務の再委託**

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

ただし、一部の業務についてあらかじめ各発注自治体の承諾を得たときは、この限りではない。

#### **5 参加手続**

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部地域福祉推進課 生活困窮・自殺対策推進係

電話：075-414-4621 FAX：075-441-4511

メールアドレス：[chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp](mailto:chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp)

(2) 募集期間及び募集要領等の配布

ア 募集期間・募集要領配布期間

令和4年1月24日(月)から令和4年2月25日(金)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)、困窮者支援情報共有サイト(<https://minna-tunagaru.jp/>)からもダウンロードできる。

また、以下の各発注自治体担当課でも配布する。

(詳しくは、各自治体担当課にお問い合わせのこと。)

自治体名	担当課	電話番号
宇治市	生活支援課	0774-22-3141(代)
城陽市	福祉課	0774-56-4034
八幡市	生活支援課	075-983-1138
木津川市	くらしサポート課	0774-79-0307

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和4年2月25日(金)午後5時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、(1)まで電話連絡し、到着確認のこと。

## 6 事前説明会

(1) 日時：令和4年2月2日(水)午後3時00分から4時00分まで

(2) 場所：京都府庁福利厚生センター 第2・第3会議室

(3) 申込：京都府健康福祉部地域福祉推進課 生活困窮・自殺対策推進係まで  
(電話：075-414-4621)

## 7 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和4年2月8日(火)午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、5(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「令和4年度生活困窮者等就労準備支援事業運營業務（山城地域）に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、ファックス番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

※企画提案書の審査に係る質問には回答しない。

(4) 回答日時：令和4年2月10日（木）

(5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)に掲示し、個別には回答しない。

## **8 応募書類（実施地域ごとに必要）**

(1) 参加表明書（様式1） 5部

(2) 企画提案書（任意様式） 10部

(3) 価格提案書（見積書）（任意様式） 5部

記載要領

① 作成日、応募者の名称又は商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印

② 金額は、本事業の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、それらの合計額を明記すること。

(4) 団体概要書（様式2） 5部

会社概要・パンフレット等を添付のこと。

(5) 営業経歴書（様式3） 5部

(6) 税の滞納がないことの証明書

ア 京都府税

イ 法人税、消費税及び地方消費税

ア及びイそれぞれ 5部

(7) 登記簿謄本 5部

発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

共同体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

(8) 再委託予定調書（様式4） 5部

該当する場合のみ提出

(9) 「府内企業」の評価項目で「上記以外での府内在住者を雇用」の2点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）

なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

## **9 企画提案書記載事項等**

「令和4年度生活困窮者等就労準備支援事業運營業務（山城地域）仕様書」に基づ

き、下記の項目を含む提案書を作成すること。

なお、書式はA4版の規格とすること。（向き、縦横書きは不問）

また、（２）イに係る事項その他真に必要な場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

（１）運營業務概要について

事業実施についての基本的な考え方・提案内容の特徴等について、簡潔に記載すること。提案者の支援業務の特性、実績をどのように活用するかなどを記載すること。

（２）実施体制について

ア 事業運営体制

提案者において直接担当する部門の体制及びバックアップ体制について、提案すること。

イ 支援従事者の人員配置について

配置を予定している、業務責任者・支援担当者等の能力及び実績について記載し、その者を新規雇用する場合は、その確保の方法を提案すること。

（３）運營業務内容について

① 業務の流れ・スキーム

ア 業務の流れについて、フロー図等で具体的に提案すること。

イ 実施箇所における具体的な支援方法、関係機関（特に生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所）との連携方法を含めた事業全体のスキームについて提案すること。

② 実施箇所

各仕様書に基づき、事業を実施する拠点、支援会場等の場所、箇所数等について提案すること。

③ 支援プログラム

受入期間中における参加者の支援プログラム（スケジュール等）、就労意欲喚起の方法、一般就労に向けた取組について創意を盛り込んだ提案をすること。

④ 受入期間中の参加者に対する支援体制等

各参加者に合わせた支援の体制・方法・内容等を提案すること。

（４）その他の提案

その他、提案者ならではの強みを活かした自由な提案をすること。

（５）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合には、各自治体の情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出期限後の企画提案書の修正、差し換えは認めない。ただし、京都府が修正を求める場合を除く。

ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行

うことがある。

エ 提出された応募書類は返却しない。

オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## **10 評価方法等**

(1) 評価基準：別紙2「評価基準表」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書（見積書）について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（プレゼンテーションの日程・場所）

・山城地域 令和4年3月3日（木）午後

※時刻、会場等詳細は、提案者に対して別途連絡する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価基準に基づく外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書（見積書）の金額が2（4）の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## **11 選定結果の通知・公表**



候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

#### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
  - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
  - ※参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

## 12 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号いずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては原則として精算払いとする。ただし、受託者からの請求により、その必要があると認められる時は、前金払いができるものとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 13 その他

- (1) 提案は、1法人又は1団体につき、同一実施地域1件までとする。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、前記5(1)へ速やかに連絡をした後に、辞退届(様式5)を提出すること。
- (3) 本事業は、京都府をはじめとした前記2の発注自治体による共同委託事業となるため、以下の点に留意すること。
  - ① 事業の成果等は京都府をはじめとした発注自治体に属する。
  - ② 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や京都府会計規則等発注自治体会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (4) 実現性が低い内容を提案内容に含めることは避けること。候補者に決定された後においても、契約履行が困難と判断した場合には、契約を締結しない場合がある。その場合、提案に要した経費及び候補者が被る損害については、京都府及び各発注自治体は一切賠償しない。
- (5) 提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (8) 本事業の委託契約について、本事業に係る京都府をはじめとした発注自治体の令

和4年度予算が成立しない場合は、本業務提案募集に係る手続はなかったものとする。その場合、提案者が応募に要した経費及び提案者が被る損害については、京都府及び各発注自治体は一切賠償しない。